

三種町 教育大綱

平成 28 年 3 月

秋田県三種町

はじめに

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、平成 27 年 4 月から新しい教育委員会制度がスタートすることとなりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築を計るべく、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を行うものとなっております。

そして、首長と教育委員会の関係をこれまで以上に密にするため、総合教育会議を設け、総合的な教育施策の大綱の策定をはじめとする重要事項を調整・協議することとしており、本町の教育の方向性を示す「三種町教育大綱」を策定することといたしました。

三種町では、ふるさとを愛し社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくりを目指します。

そのためふるさと教育を基盤としたキャリア教育を推進するとともに、基礎的・基本的な知識・技能とそれを活用する力を身につけさせ、思考力・判断力・表現力等を育成します。

また、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど生きる力を確実に育み、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など 社会や地域の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい町民を育成することが必要だと考えています。

このため、本町においては、未来を担う子どもたちを育み、総合的な教育力の高さを誇れるよう「創造性豊かな文化ときらめく人を育む町」をめざしながら子どもから大人までともに学び成長するまちづくりを進めます。

第1章 教育大綱の策定にあたって

1. 教育大綱策定の経緯

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を設置することとなりました。この総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を行い、今後の本町の教育、学術及び文化等の振興に関しての総合的な施策となる三種町教育大綱を策定することとなりました。

2. 教育大綱の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

また、大綱の策定に当たっては、国の「教育振興基本計画」及び秋田県の「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」を勘案して、本町の「三種町総合計画～後期基本計画」との整合性も図っていくこととします。

3. 教育の方向性

本町では、豊かな自然環境のなかで地域社会と一体的に総合的な子育て環境を整備し、子どもから大人まで豊かな人間性や社会性を育み、総合的な教育力の高いまちをめざします。

4. 教育大綱の実施期間

今回の実施期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

5. 教育大綱の見直し

大綱は本町を取り巻く社会経済情勢やニーズの変化、また、法律や国の制度改正などがあつた場合には総合教育会議において協議を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、平成28年度に次期「三種町総合計画」が策定されることから、整合性を図る上で所要の改正が必要となった場合にも同様といたします。

第2章 施策の基本目標

基本目標1 生きる力を育む学校教育の充実

ふるさとを愛する心、自分で課題をみつけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観などの豊かな人間性、健康な体力を身につけ、基礎・基本を大切にする教育の推進に努めます。

取組方針

- 基礎学力の向上
- ふるさと学習の推進
- 情報化に対応した教育の推進
- 福祉並びに人権・道徳教育の推進
- 環境教育の推進

基本目標2 豊かな学びを支える教育環境の充実

人口の減少や少子化によって児童生徒数・学級数が減少し、複式学級なども発生しています。今後、児童生徒数の動向をふまえながら、教育環境を整えて必要があります。

また、近年は全国的に、児童生徒のいじめや不登校、登下校時の事故や事件が多く発生しており、相談・指導体制の充実や通学路の安全確保など、家庭・学校・地域が一体となり、児童生徒にとって安全・安心な環境づくりに取り組みます。

取組方針

- 施設・設備の年次的改修
- 教材備品・情報化機器等の整備・充実
- 通学路の安全と通学手段の整備・改善
- 学校再編の検討
- 国際化に対応した教育の充実
- 障害児の就学指導の充実
- 食育と生活習慣の確立

基本目標 3 幼児教育の充実

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、基本的生活習慣の形成や情操を育む家庭教育が大切な役割を果たします。しかし、少子化、核家族化や共働き世帯の増加による家庭の養育機能の低下など、幼児をめぐる家庭や社会環境も大きく変化しており、その結果、家庭の教育力の低下がみられます。

このため、家庭教育の重要性がますます大きくなり、情報提供や相談体制の整備などを図っていくことが必要となっています。幼児教育への多様化に対応するため、幼稚園と保育園との連携を強化しながら、家庭や地域が一体となった教育環境づくりを目指します。

また、子育ての原点である家庭の教育力を向上させるため、情報提供や相談体制の整備、家庭や地域、関係団体との連携を図ります。

取組方針

- 子育て講演会等の開催
- 家庭教育講座の開催
- 家庭教育推進体制の整備
- 幼稚園・保育園・小中学校との連携

基本目標 4 青少年の健全育成

P T Aや青少年育成団体などを中心に、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年の健全育成に向けた環境整備や取り組みを行っています。今後も、関係機関との連携を深め、青少年を見守り、育てていく必要があります。また、青少年が、心豊かに生活できるよう、子ども会やスポーツ少年団の活動を通した健全育成や地域での交流や体験の機会を充実するよう努めます。

取組方針

- P T A、青少年育成団体等との連携強化
- 家庭・学校・地域との連携強化
- 地域での交流や体験機会の充実
- ボランティアをととした育成活動の推進
- スポーツ少年団の活動促進

基本目標 5 生涯学習と芸術文化の振興

(1)生涯学習の推進

長寿社会などによって、自由時間を活用し、生きがいや自己実現、心の豊かさとやすらぎを求める人が増えており、新しい学習機会を得ようとする意欲が高まっています。また、まちづくりという視点からも学習機会の増大は大きな課題であり、学習やボランティア活動をととして地域の指導者育成を図るなど、町民の地域社会への関心を高めていくことが重要となっています。

また、それぞれの世代にあった講演会や講座の開設など、多様な学習機会と情報の提供が求められており、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽に学習できる体制づくりが必要となっています。

生涯学習活動は、公民館を拠点施設として行っていますが、施設の老朽化や設備不足が見られます。町民がより学習しやすい環境をつくるため、施設整備や機能充実を行うとともに、施設の有効活用を図る必要があります。

それぞれの世代に応じた生きがいや自己実現を図るため、生涯学習推進体制および環境整備を図るとともに、生涯各期を通じた学習活動の充実とまちづくりにつながる地域への関心を高め、生涯学習ボランティアの養成に努めます。

取組方針

- 指導者の養成と研修活動の充実
- 世代や時代に即した学習機会の提供並びに情報の提供
- 既存施設や設備機能の充実
- 施設整備の検討

(2)芸術・文化の振興

本町には各種芸術文化団体、サークルがあり、自主活動のほか、町民祭での展示・発表などを行っています。しかし、若年層の参加が少なく、会員の固定化、高齢化が進んでいるため、芸術文化に対する町民の理解と参加意識の高揚に努める必要があります。

会員不足やリーダー不足により、各団体の活動が停滞しないように、類似団体が連携し、交流の場や活動の機会を工夫するなど、新たな活動方法の企画・運営が必要です。

文化財関係は、国の重要文化財、町指定の文化財などがあり、また、地域固有の伝承文化、伝統行事も残されています。これらの文化財を守っていくことは、自分の住んでいる地域や郷土に対する理解と関心を深め、町民の生きがいや地域の連帯を高めるうえで大きな役割を果たすことから、その保護・育成に努めます。

芸術文化活動は、ゆとりや生きがいなど、心の豊かさを求められる社会にとって欠かせないものとなっています。豊かな郷土文化を創造するため、歴史的な遺産・文化財の保護

と活用に努め、町民自ら芸術文化活動に親しみ、実践できる機会の拡充を推進します。

取組方針

- 文化講演会・音楽鑑賞会などの開催
- 発表機会の提供と支援
- 他市町村との芸術文化活動の交流促進
- 伝統芸能の保存と後継者育成への支援
- 文化財ボランティアなどの養成

基本目標 6 生涯スポーツの推進

スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力向上には不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくりにもつながります。一般に仕事や家事で忙しくなると、定期的に運動する機会は減りますが、健康寿命の延伸という点からも生涯スポーツの必要性はますます高まっております。

また、子供のスポーツ離れも深刻な問題であります。可能な限りスポーツ・レクリエーション活動に取り組める体制づくりが必要です。

各種スポーツ大会等については、それぞれの地域で特長を生かした取り組みを行っていますが、効率的な運営を図るため、体育協会加盟団体及び地域スポーツクラブが連携し、活動を支援していく必要があります。

さらに、町民を対象とした講習会・研修会を開催し、各年代ごとに専門的な指導ができる指導者を養成し、段階的な指導体制の確立が必要です。スポーツイベントの開催を通して、スポーツ観戦機会を増やし、スポーツへの参加意欲の高揚を図る必要があります。

スポーツ施設は、必要に応じて改修などにより整備するとともに備品の更新を行い、より利用しやすい環境をつくる必要があります。

健康で心豊かな人づくりのため、だれもが気軽に生涯を通じて親しめるようにスポーツ・レクリエーション活動の推進や情報提供を行います。また、スポーツ関係団体の活動支援及び情報提供や施設の環境整備を図ります。

取組方針

- 総合型地域スポーツクラブの活動支援・充実
- スポーツ交流大会・教室の開催
- 指導者の資質向上のための支援及び新たな指導者の養成
- 体育協会及びスポーツ少年団等、スポーツ関係団体の活動支援
- 公式大会、スポーツ事業等の誘致及び支援

○施設の改修整備及び備品の更新

基本目標 7 国際理解の促進と国際交流の推進

インターネットの普及や物流などの経済を中心としたグローバル化の進行によって企業や個人の国際交流が加速する中、国際化の流れを積極的に取り込み、住民の国際感覚の醸成を図りつつ、活力あるまちづくり、特色ある地域づくりを進める必要があります。

国際化が進展する中で、広い視野に立ち、異文化を理解し、国際交流を支えていく人材を育成するため、小・中学校ではALT（外国語指導助手、外国語活動支援員）を活用しながら、児童生徒の国際感覚の育成に努めていますが、交流の機会が必ずしも十分とは言えない状況にあります。

国際交流を進めるため、外国語教育の推進や海外派遣の充実を通し、国際性豊かな人材を育成するとともに、国際姉妹都市や友好都市の締結を図ります。また、生涯学習や学校教育の場で、互いに地域の特性を生かした積極的な交流を進めます。

取組方針

- 異文化コミュニケーション事業の推進
- 国際交流団体との連携・活動支援
- 在住外国人との交流事業の促進
- 姉妹都市や友好都市の締結
- パンフレットの外国語の促進